

平成19年度 第1回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成19年7月20日(金) 午後1時30分から4時まで

2 場 所

プラザ菜の花 3階「菜の花」

3 出席者

委員会：瀧委員長、石黒副委員長

福岡委員、岡本委員、吉門委員、鈴木委員、杉田委員、山下委員、佐倉委員、
沖津委員、柳澤委員、寺田委員、桝瀨委員、宮脇(健)委員、長尾委員、
内山委員、柳委員

事務局：市原部長、鈴木次長

環境政策課 : 平井課長、今井副課長、松澤室長、山本主幹、八木主幹、
松田主査、三田副主査、坂元副主査

大気保全課 : 杉山副主幹

水質保全課 : 大竹副課長

自然保護課 : 伊藤副主幹

資源循環推進課 : 北田副課長

廃棄物指導課 : 矢沢副課長

傍聴人数：1名

4 事 案

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(諮問)
- (3) その他

5 議事の概要

- (1) 委員の互選により、委員長に瀧委員、副委員長に石黒委員がそれぞれ選出された。
- (2) 千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(諮問)
別紙のとおり
- (3) その他
次回開催予定について事務局から説明

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針等の改正について(資料1)
- 3 技術指針の概要等について(資料2)
- 4 技術指針の改正(案)の概要(資料3)
- 5 技術指針新旧対照表(資料4)
- 6 環境影響評価の基本的事項の改正の概要(資料5)
- 7 諮問書の写し
- 8 意見照会依頼文

【別紙】

千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(諮問)

(1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行

(2) 事務局説明 当該事案に係る改正の主旨等について、資料により説明

(3) 質疑等

委員： 文案を比較評価して摺り合わせるということは事務屋としての仕事であるが、ここにいる19人は技術屋であり構文そのものが合っているとかが間違っているとかなにはおよそ関心がない。何が知りたいかということ、どのような主旨で環境影響評価法が改正されたのかということである。例えば、今まで問題があったから改正したとか、環境影響評価において関係ない項目までやらなければいけないという無駄があったから改正したとか、法律の改正の本当の意味を教えてもらわないと、この段階でこれ以上の議論は我々には無理だと思う。

委員： 従来「標準項目」、「標準手法」を、より縛りのゆるい「参考項目」、「参考手法」とし、事業者自身で色々考えて行うようにということで、「客観的かつ科学的に検討する」とあるが、むしろ主観的なものになりやしないか。縛りが甘いのではないか。主観的になりすぎやしないか。

もう一つは、調査の始期について、「必要に応じて観測結果の変動の少ないことが想定される時期」とあり、自然現象でいうと安定している状態のことであろうが、そうすると気象について言えば、気象要素によって安定している時期が異なる。つまり、項目によって開始時期がばらばらになるのではないか。それでよいのだろうか。

委員： 国の改正に基づいて県の指針を見直すということだが、この委員会において今までの審議の中で、事業者の説明が不十分であった場合に我々が意見を求めた際に、国の指針等に基づいてここまでしかできないというものについてはやむを得ないと思うが、県の指針にここまでしか書いていないからできない、つまり県の指針に不備があるため、県民が欲している情報が出てこないということが度々あったと思うが、それに関してどういう項目があったか一覧表を出して欲しい。国の指針の改正に併せて千葉県の指針を改正するのだから、それに基づいて、千葉県にとってよりよい指針とするために、国の指針と著しく齟齬が生じない範囲において、併せて改正するべきだと思う。

事務局： 改正の主旨については、国の資料等からわかりやすく修正し、提出したい。標準項目を参考項目にすることにより、客観的から主観的になりはしないかという指摘だが、検討の経緯をきちんと書くようになっている。その検討の経緯を見て、我々が判断するしかないと考えている。

項目により調査時期がずれるのではないかという指摘だが、開始時期のばらつきができるのは仕方がないと考えている。大気質を考えた場合、気象と大気と一緒に見ており、現地調査は四季ごとに行うことになっているが、その四季の設定にあたっては、それぞれの季節の状況が把握できるように設定することになっている。年間を通じて行う調査は、今まではあまりなかったと思う。

県の指針として問題があった項目の一覧表を作成して欲しいという意見だが、当然やらなければならないことだと考えている。我々も今までの審議の中

で、委員から指摘を受けた部分あることも承知している。しかしながら、今回は国の基本的事項及び省令の改正があり、最低限その部分だけは改正しなければならないと考えている。委員から指摘を受けた部分については、もう少し事例の集積を行いたい。今まで、要綱を含めて116件を審議していただいているが、法及び条例の施行後は十数件であることから、もう少し知見を収集して、国で全体的な制度も含めて見直していることから、県においても全体的な制度も含めて細かい部分についても修正していきたい。

委員：今回は国の指針に併せた変更のみを行い、千葉県の中で検討してきた問題点については、次回の改正に併せて検討していきたいということだが、そういうことであれば、次回の改正予定日も含めた計画を提出していただきたい。

事務局：環境省で法施行後10年の見直しを行っている。どういう内容かは未定だが、これに併せて、県の制度そのものも含めて改正していきたい。今年から環境省で検討に入ると聞いている。来年、再来年あたりにその結果がでるものと思われるが、その結果を踏まえて見直しを行いたいと考えている。

委員：一つは「廃棄物」についてだが、今回は一般廃棄物と産業廃棄物の区別をしないのか。

2つめは、「年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されること」について、最近では予測を上回る時間降水量があるが、そういうことに配慮するということが含まれているのか。

3つめは、工事が長期間となる場合に環境基準との整合性を図るということについて、工事中の環境といえるかどうかかわからないが、現在は土地区画整理事業では時間75ミリの降水量で設定しているが、それを超えたときに土砂が流出してしまうような場合、最近の異常気象についても配慮するよう求める主旨があるのか。

事務局：廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物には分けていない。事業の種類の中で、一般廃棄物焼却施設あるいは産業廃棄物焼却施設が出てきたときに一般廃棄物か産業廃棄物かを判断していただくということで、どちらであってもリデュース、リユース、リサイクルを推進してもらい、最終処分量を減少させてもらう。現在の技術指針では、排出量を把握することしか記載されていなかったが、最終処分量まで把握し、その過程で減量化されているかどうかまで記載してもらうということになる。

2つめについては、あくまでも年間を通じて調査する場合に調査結果として、年間の状況が把握できるように変動の少ない時期から調査を開始するように、という意味である。

3つめは、降水量を例として質問いただいたが、工事の実施にあたって、例えば騒音に関して、通常工事騒音に関しては敷地境界での予測・評価をするようになっているが、工事が長引くような場合には騒音の環境基準もあるのでそれとも比較、評価してもらい、という意味である。

委員：標準項目、標準手法を参考項目、参考手法にするということが、大きな改正点になっているが、このことの持つ意味を千葉県としてどう考えているのか。どのように客観性を確保するかという問題が残ると思う。事業特性や地域特性に基づいて客観性を確保していくということであれば、この改正でより事業特性や地域特性に合った項目や手法を取り得ることになるのか。人と自然との触れ合いでは、レジャー施設の利用状況などが項目となっているが、実際には社

会生活や人間生活に与える影響はそれだけではない。常々、項目自体のありがたが気になっていたところであるが、参考項目や参考手法になることで、項目の選定が、事業特性や地域特性に合わせて変えることができるようになるのか。

事務局： 今までは、標準項目、標準手法となっており、例えば焼却施設を作る場合、山の中であっても市街地であっても標準項目、標準手法で行っていれば、それほど問題はなかった。しかし、山の中と市街地では、調査・予測・評価する項目は違ってくると思われる。手法に関しても変わってきていいはずである。今までは、場所が違って事業の種類が同じであれば、多少金太郎飴的なところがあったが、そうではなくて、事業特性や地域特性を考慮して項目を選定して行うようにということである。参考とはあくまでも参考であって、選ばない理由がはっきりとあれば、選ばなくてもいいというものである。

委員： そうすると、県の方で方法書や準備書を受け入れるときに、とりあえず良しとする判定をしなければならぬだろうが、当初の標準項目・標準手法であれば少なくともそれは必ずやるということだから、その判断は少しは楽であったが、ますます受け入れるときの判断が重要になってくるという方向になるのか。

事務局： 確かに、今までは金太郎飴的にやっていけばよかったものが、地域特性、事業特性をきちんと把握して項目、手法の選定をしていかなければならないということになるので、選定された項目、手法が適切かどうかという判断が難しくなってくることは事実である。ただし、あくまでも事業者が判断して行うべきことであり、判断した過程、経緯についてはきちんと方法書、準備書に記載してもらうことになるので、委員会で審議いただく中で、地域特性や検討経緯などから追加したほうがよい項目や手法については、今までと同様に指摘いただくことになる。

委員： やはり標準は残すべきだと思う。気象庁の項目で、環境にとって非常に大事な生物季節観察というものがある。植物ではこの項目、動物ではこの項目というように、20数項目決められている。これは、どの气象台でも必ずやることになっている。しかし、その土地に特有のものを加えていい、そういうものが参考だと思う。標準から必要がないから削ってしまうと手抜きになってしまうおそれがある。厳重に注意する、厳重に指導するといっても、どこかで手抜きがされては困るので、やはり標準というものはちゃんと残しておいて、それ以外でその地域に重要なものを参考として別に加えるということが本筋ではないか。言葉遣いが間違っていると思う。

委員長： 法律とは別に、県単独で変えることは可能か。

委員： 国のアセス法の規定の改正で、事業種ごとのメリハリのあるアセスを目指してガイドラインの改正をしたところであるが、これはあくまでも法アセスに関してのガイドラインの改正であるので、必ずしもその改正が直ちに地方条例の技術指針等々の改正につながるものでもないし、それに拘束されるわけでもない。地方公共団体が対象としている事業については、独自の指針でやればいいということが基本的な理解であろう。ただし、そうはいつでも、法アセスについて千葉県が委員会で検討するときには、事業者が出してくるのは国のガイドラインに沿ったもので方法書なり準備書を作ってくるのだから、県独自の指針に関わるものについては、それを重ねて事業者にさせるということは可能だろうが、長い間続けていくということであればガイドラインに合わせておいた方がいいのではないか、という事務局の判断であろう。その点で、標準項目が参考項目に名称が変わっても、それは基本的に言葉尻だけであり、従来の手法で

あって県の指針に示されている手法自体を直ちに変えるというものでもない。したがって、そのあたりは個々に検討し残すべきところは残して、名称等は特に問題はないと思うが、具体的に検討すればよいと思う。

委員 長： ここで即座に結論を出すわけにもいかないだろうが、事務局で少し検討してもらって、我々委員が危惧していることを頭に入れてもらって、整理してもらいたい。

事務局： 国の場合は対象事業ごとに省令があり、対象事業の活動要素と環境要素でマトリクスを作って、標準的な項目の選定をしている。千葉県の場合は、環境要素の設定のマトリクスとして指針別表第1と別表第2の2つがある。対象事業ごとに項目の選定をしていない。あくまでも、対象事業の区分においてどういう活動要素があるかということを確認し、別表第2でその活動要素ごとにどのような環境要素があるかということを選定する、という2段階になっている。いま事務局としては、国のほうとある程度整合性を図るということを考えているので、千葉県とすれば別表第1を標準項目から参考項目に変えるということは、いまの千葉県の技術指針の実態からすると非常に適していると思う。これを標準項目であると言い張るほど適切なマトリクスにはなっていないので、千葉県としては参考項目とするほうが実態に即している、と事務局では考えている。

委員 長： 千葉県のマトリクスは整備ができていないとの説明であったが、そういうことも踏まえて今回整理したいということだろう。

委員： 標準と参考だが、資料の中ではっきりと「より縛りのゆるい」という言葉を使っている。先ほど事務局からは、標準から参考にしてもゆるくするつもりはないと説明があったが、やはりある意味規制緩和のようなものであると思う。そうすると、アセス委員会により責任がかかってくると考えられる。事務局として、委員会でさらに厳しく見てもらいたいとの意向があるのか。

もう一つ、項目の追加だが、岡本委員が述べたように委員会で色々な問題が出ていたと思うので、それを洗い出してみても、必要があれば千葉県独自に追加することは、国のほうに抵触するものではないということなので、洗い出しの結果から追加するという方向で検討してもらいたい。

事務局： 今まで法対象事業に対して、アセス委員会ですべての意見が出たことに対して、事業者のほうから、他のところではやっていないのでできない、というような答えが返ってきていた。法対象事業に関しても省令が改正になっており、今回の資料のような内容となっている。例えば千葉県に道路を造る場合、他の県ではやっていない調査だから千葉県でもできないというようなことは、法対象事業であっても言えなくなる。地域特性や事業特性を考慮し、その地域に合った項目を選定するように省令が改正されているので、おそらく法対象事業であっても、委員会の意見を聞き入れないということはないと思う。事務局としては、今まで同様厳しく見ていただきたいと考えている。

項目の追加に関しては、問題点の洗い出しを行いたい。参考項目についても見直していきいたいと考えているので、今までの経緯を踏まえて追加すべきもの、追加した方がいいものの洗い出しを行い、規則に入れられるものは入れて、規則にそぐわないものは細目に入れていきいたいと考えている。

委員 長： 参考項目、参考手法に変えることは、委員会と事業者の軋轢が今以上に大きくなるのが考えられる。お互いに話がかみ合わなくなることが増えるのではないかと。アセスには審議する期間が決められており、結局時間切れで終わって

しまうことが多くなる可能性がある。そのあたりはどのように考えているか。

事務局：事務局としては、今までよりも軋轢は少なくなってくるのではないかと考えている。それは、今まで標準項目、標準手法でやっているということで、事業者が委員会の意見を受け入れなかった部分が多かったが、省令の改正もあり、委員会において千葉県の地域特性を基に適切に指摘していただき、項目の追加についても指摘していただければよいと考えている。

審議期間については、方法書や準備書に対して意見を述べる期間が環境影響評価法で決まっているので、その枠の中で審議していただき答申をいただくということになる。

委員長：事務局あるいは委員会にお願いしたい。参考項目、参考手法について、千葉県独自の標準項目、標準手法のようなものを持っておかなければいけない。それがいわゆる地域特性というものになるのではないか。標準があるから、それに追加すればいいというような他力本願的なものではなく、もう少し主体的に技術指針で選定項目や手法を決めておかなければならないだろう。そのあたり事務局としても精査していただきたい。

委員：委員から、参考項目では心配だという発言があったが、従来の標準項目、標準手法というのは、一種のマニュアルであって、事業者は方法書や準備書を作る際にそれさえやっていけばいいという意識があったと思う。今回、国のほうで、そんなばかげたことはない、淡々とやって大きなところを抜かしているかもしれないから、標準という名称を参考とすべきであって、それぞれ事業によっては考慮すべき項目も異なり使うべき手法も異なるので、ケース・バイ・ケースでやるべきではないか、と読み取れる。すべての事業ごとに項目や手法をこちらで用意することは不可能ではないかと思う。参考というものに対して、事業者は従来のマニュアルのように捉えて、参考項目は一通りやるのではないか。その上で必要な項目について環境影響評価委員会で出されたら、それはマニュアルとは違う重要なものであるという認識がかなり伝わると思う。従来であれば、マニュアルどおりにやっていてどこが悪いのかと言われたときにどうしようもなかったが、これからはそういうことはなくなるのではないかという期待を持っている。

委員：今の発言のとおりだが、国がガイドラインを改正する際の、基本的な考え方は、従来の要綱アセス時代では環境基準という一つの目標値に対して基準適合型でか×かで、アセス図書はどれをみても金太郎飴的なもので良しとするものであった。最近の考え方はベスト追求型で、事業者に地域特性や事業特性に応じてもっといいものを作ってもらいたい、事業としていいものを作ってもらいたいという意向がかなり働いて、標準項目という縛りを付けておくと、従来どおりの基準適合型に終始してしまうのではないか。また、ベスト追求型をもっと地方自治体で求めて欲しい、そういう方向性で改正したものである。

委員長：地域特性を考慮して、それに合ったベストの事業を展開して欲しいという国の考え方については、委員共通に考えているところであろう。これを受けて、千葉県あるいはこの委員会でどのように評価するかということである。評価するものさし、地域特性を明確にすることが適切な評価につながっていくのだろう。この委員会や県に、ベストとは何かということが投げかけられたのだと思う。県が、地域特性をどのように一般の事業者に提示するか。それに伴ってどのような調査や条件が必要かを、明確に示していく必要があるのではないか。国が半歩なり一歩なり動いたのだから、それに応じて県も委員会も動かないと

いけない。地域特性をより明確に示すと言うことが必要だ。

副委員長： 改正の内容は総じて極めて妥当だと思う。廃棄物について言えば、今まで量だけであったものに対して、委員会でも、どのように再利用、処分するのか示して欲しいとの意見を述べてきたところである。各項目について、各委員が日ごろからおかしいと思っているところが、案外入っているなという印象である。

標準項目、標準手法について、これをやっていけばいいといういわゆるアウズメントと言われたこともあったが、そういう意味では、これは従来のアセスから、より簡便化より重点化するという考え方が入っているのではないかと考えている。標準項目でなければ抜けがあるという点について、方法書の段階で事業者がどのような調査を行うかということを出してくるのだから、その段階で項目の選び方が不適正あるいは方法がおかしい場合、委員会で指摘すればいいのではないかと考える。

事業者の対応が不十分であるということについて、特に国の事業についてはそういった事が多くあり、意見として出しても結果としてなかなか出てこないところが多かったが、改正の内容を見ると「地方公共団体の施策との整合性」を図るということが出ているので、国の事業であってもあまり無視はできない。

ここに挙げられた内容は妥当であると思われるので、必要なところは改正した方がいい。その上で、ここに書かれていないことがあれば追加して、改正の際に検討すればいいのではないかと考える。

委員： 確認だが、別表第2の項目について、各要素により影響を受けるおそれがある項目が、参考項目となるのか。

事務局： そのとおりである。

委員： これに地域の特性により追加されることもあるということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 廃棄物の最終処分量の把握が入ったことは妥当なことだと思う。技術細目を見たところ、「最終的に処分する量を把握する」や「再生利用の検討」などが書かれていたが、かなり細かいことまでやらせているなと感じた。事務局の説明などを聞くと、国のアセスでは発生量でいいということなので、そこまで細かいことはできないという事業者の回答があったということだが。

事務局： 廃棄物に関してだけではなく、他の項目についても細目の中でかなり細かく書かれている。例えば、人と自然との触れ合いの活動の場について、今回技術指針に利用状況も把握するよう入れることになっているが、細目の中にはすでに入っている。廃棄物に関して、最終処分量だけではなく、リデュース・リユース・リサイクルについても把握することが細目には入っている。今まで、技術指針になくて細目でやらせていた部分があったので、その部分については、国の基本的事項も改正になったので、これに併せて上位の規則に含めるということである。したがって、規則に含めるが細目にも含まれている部分がある。

委員： 標準項目と参考項目だが、副委員長の発言が正解かなと感じている。内山委員の指摘にもあったように、我々は技術屋であり、参考というのはどこまで要求するのか、程度の問題がある。以前あった羽田の底泥の問題のように、窒素、リンがどのように移動しているかといった、技術的に非常に難しいところ、費用がかかるもの、期間がかかるもの、というところまで立ち入ってくると、先に委員長が述べた心配が当然出てくるものと思う。技術屋だとどんどん専門的になっていくおそれがあり、少し混乱するのではないかと。従来より、委員の力量が問われるような可能性がある。いい方向に行くように、なるべく進めたい

というのが感想だ。

委員： 「縛りのゆるい」という表現が気になる。考えてもらいたい。

事務局： 承諾いただければ修正したい。

委員長： 別の言葉に修正してもらいたい。

委員： 参考についても変えてもらいたい。主論文に対して参考論文という。政治家の答弁でも「参考にさせていただきます」という。参考というと、非常に軽い言葉に聞こえる。そのため「縛りのゆるい」という言葉が出てくるのではないか。

委員長： 可能であれば参考以外の言葉に変えられないか。

他になれば、これで本日の審議を終了したい。

各委員の手元に事務局からの意見照会があるので、後ほど何かあれば事務局に提出していただきたい。

事務局： 本日いただいた意見以外について、8月3日までに提出していただきたい。

本日の審議及び提出された意見を踏まえて、意見をいただいた委員と調整を取りながら、技術指針、技術細目について修正していきたい。

委員長： 次回あるいは次々回の委員会でまとめていくということによろしいか。

今回で終わりではないので、事務局に意見を提出していただきたい。

それでは、本日の審議を終了する。

- 以上 -